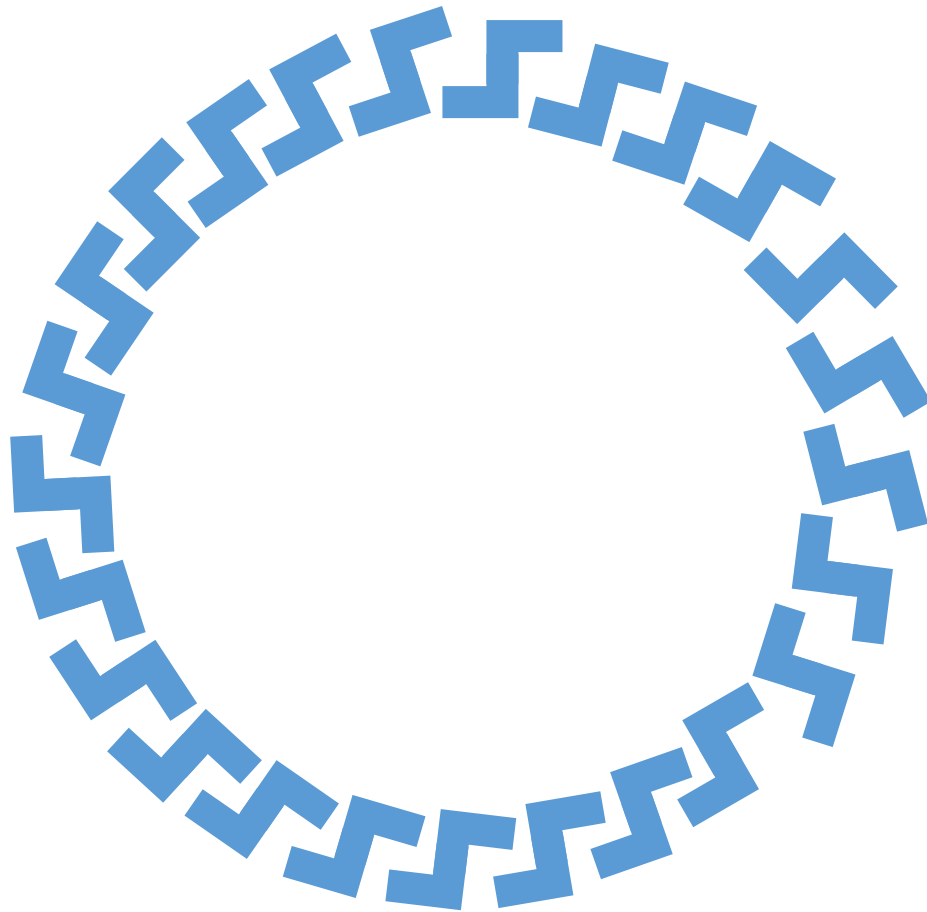




高島市自立相談支援機関

# つながり応援センターよろず

生活困窮者自立支援事業年次レポート



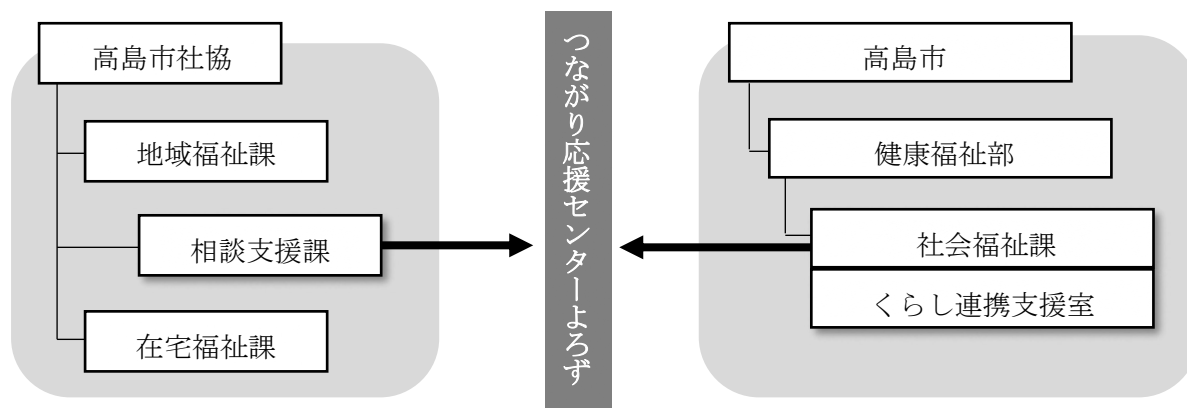
## 【 目 次 】

<b>1. 相談支援のための体制</b> .....	2
①自立相談支援機関の運営体制／②人員配置／③実施事業／④その他事業実施にかかる関連事業	
<b>2. センター運営・事業の進行管理にかかる会議</b> .....	3
①個別支援ミーティング／②個別アセスメント会議／③支援管理・運営管理ミーティング	
④支援調整会議／⑤事務局会議	
<b>3. 相談支援業務の実績</b> .....	4
①新規相談／②プラン作成 .....	4
③家計改善支援／④就労支援 .....	5
⑤相談者の年代と性別 .....	6
⑥相談経路／⑦相談機関へのつなぎ .....	7
<b>4. 事業推進のネットワークや開発的取組の実績</b> .....	9
(1) 関係機関ネットワークによる問題共有と地域課題化のための会議の運営に関する実績 .....	11
①つながり応援センターよろず運営委員会 .....	11
②庁内連携会議 .....	12
③就労支援機関連絡会 .....	14
④子どもの貧困対策情報交換会 .....	15
⑤つながり応援支援者ネットワーク会議 .....	16
(2) 他機関連携を進める取組や開発的取組の実績 .....	17
①相談窓口職員連絡会 .....	17
②緊急支援物資支援のネットワークづくり .....	18
③ひきこもり状態にある方の社会参加のための活動や居場所づくり .....	18
④困窮する世帯の子どもへの支援に関する事業 .....	21
⑤就労支援に関する事業 .....	24
<b>5. その他 関連事業の取組の実績</b> .....	25
○高島市福祉施設協議会による地域貢献の取組 .....	25
<b>6. 広報・啓発等の取組の実績</b> .....	26
①広報／②地域啓発関係／③その他会議・取組発表等／④研修関係 .....	22
⑤視察・視察の受入	
<b>7. 広報・啓発等の取組の実績</b> .....	28
<b>巻末資料</b> .....	29

# 1. 相談支援のための体制

## ① 自立相談支援機関の運営体制

高島市自立相談支援機関として、社会福祉法人高島市社会福祉協議会相談支援課内に「つながり応援センターよろず」を設置し、高島市健康福祉部社会福祉課と高島市社会福祉協議会相談支援課が引き続き共同事務局として運営しました。



## ② 人員配置

- ・センター長 兼 主任相談支援員 1名
- ・相談支援員 1名
- ・就労支援員 1名
- ・家計改善支援員 1名

## ③ 実施事業

- 1) 自立相談支援事業
- 2) 家計改善支援事業
- 3) 被保護者就労支援事業（一部受託）
- 4) 生活困窮世帯の子どもの生活・学習支援事業
- 5) ひとり親世帯等の子どもの生活・学習支援事業

## ④ その他事業実施にかかる関連事業

- ・就労準備支援事業との一体実施
- ・ひきこもり者と家族に学ぶ公私協働による地域づくり事業
- ・社会福祉法人の地域貢献への取組

## 2. センター運営・事業の進行管理にかかる会議

・支援の状況確認、困難事案への対応、プラン作成などの支援に関わる状況確認と、地域課題化から開発的取組まで進めるための事業立案や、既存事業の進行管理を行うために以下のような内部会議を設定し運営を行いました。

- ①**個別支援ミーティング** : 2週に1回 (開催回数: 23回、総実施時間: 23時間)  
→新規相談ケースや継続支援ケースについて、定期的に確認・共有を行うことで、各相談員のケースの抱え込みの防止やセンターとしての支援の進捗確認を行えるよう実施しました。
- ②**個別アセスメント会議** : 随時 (開催回数: 8回、総実施時間: 7時間30分)  
→特に検討が必要な状況にあるケースについては、随時「個別アセスメント会議」を開催し、状況の確認や課題整理、アセスメント等を行いました。
- ③**支援管理・運営管理ミーティング** : 月2回 (開催回数: 23回、総実施時間: 57時間30分)  
→相談受付状況や各ケースの支援状況をセンター全体として把握するため実施しました。  
また、事業の進捗状況や新たな取組の立案など事業運営に関する進行管理を行いました。
- ④**支援調整会議** : 月2回 (開催回数: 24回、総実施時間: 22時間30分)  
→支援管理・運営管理ミーティングに合わせ実施し、プラン作成や支援継続、終結の評価を行いました。
- ⑤**事務局会議** : 年5回 (開催回数年5回、総実施時間: 10時間)  
→共同事務局である市と市社協の担当課により、事業の進捗状況の確認や、センター運営上の課題、また今後の事業展開について話し合うなど、事業運営についての協議を行いました。

・プラン作成に伴う「支援調整会議」は、「支援管理ミーティング・運営管理ミーティング」の機会に合わせ実施することで、各相談支援員がプラン作成の時期や期限を意識しながら、相談者との面談やプランニングができるようになっていきます。

・会議体の運営や開発的取組の進行管理を行うため「運営管理ミーティング」や「事務局会議」を実施し、定期的に相談員全員と共同事務局である市担当者で全体の状況の確認を行いました。

## 3. 相談支援業務の実績

### ①新規相談

- ・新規相談受付件数は125件で月平均10.4件でした。昨年度の県内平均値7件を上回りました。
- ・新規相談の内、助言等で終了した方が54%、相談継続になった方が34%、他機関につながり終了となった方が12%でした。
- ・いわゆる再来ケースが25件も見られたことは本年度の特徴です。
- ・受付時の主訴内訳は、家計60件、就労29件、住宅15件、ひきこもり7件、その他14件でした。
- ・家計相談の割合が例年よりも増加しています。
- ・家計相談に来られた方の課題背景として、精神の不安定さや独特のこだわりがみられ、債務返済や家計の遣り繰りの問題につながっている傾向がみられました。

(表1：月別新規相談受付件数推移)

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
10	14	15	8	10	10	8	8	12	11	3	16	125

(表2：新規相談受付件数と対応内訳)

新規相談受付件数	125件
継続して相談	43件
相談のみで終了	67件
他機関へのつなぎで終了	15件
中断終了	0件

### ②プラン作成

- ・プラン作成件数は31件でした。
- ・家計改善プランが19件、就労支援プランが17件でした。
- ・就労準備支援事業利用のためのプラン作成は6件でした。

(表3：プラン作成者数と作成したプランの内訳)

プラン作成者数	31名
内、家計改善支援プラン作成件数	19件
内、就労支援プラン作成件数	17件
内、就労準備支援事業プラン作成件数	6件

※複数のプランを作成している方がいるため、プラン作成者数と作成件数が違ってきます。

### ③家計改善支援の実績

- ・家計に関する相談はよろずの新規相談の中でも約半数を占めています。
- ・以下のとおり家計状況に改善がみられました。

#### 【月収支が改善した方】 15名

- ・家計改善の相談により月単位の収支に改善が見られた方が15名ありました。
- ・15名の月収支の増加分の総計は1,009,490円で、一人当たり換算すると月収支67,299円の改善がみられました。

#### 【債務の整理が進んだ方】 11名

- ・債務整理のための相談により債務の返済が進んだ方が11名ありました。
- ・11名の返済額の総計は4,480,640円で、一人当たり換算すると407,330円の返済が進みました。

#### 【滞納の返済が進んだ方】 6名

- ・市税等の滞納解消の相談により返納が進んだ方が6名ありました。
- ・6名の納税額総計は454,800円で、一人当たり換算すると75,800円の納税が進みました。

#### 【全体的な傾向】

- ・相談が継続されるほど、月収支改善や税納付・債務返済などの効果が得られています。
- ・日々の遣り繰りにおいて借入への依存度が高く、債務整理が進まないケースが多くみられます。特に、精神的な不安定さから現状認識や冷静な判断が難しいケースがみられます。

### ④就労支援

#### 【一般就労した方】 21名

- ・今年度における一般就労者数は21名あり、プラン作成までは至っていないものの一般就労された方はその内14名でした。
- ・ほかに、一般就労以外で増収した方は29名でした。

#### 【全体的な傾向】

- ・景気の浮揚による雇用の増加傾向からか、相談から比較的早期に就労される方が増加しました。
- ・「派遣会社に登録しているが仕事がない」との相談について、今年度は相談受付から比較的早期に登録している派遣会社から仕事の紹介があり、就労に結びつく傾向がみられました。
- ・派遣契約による就労はその雇用の流動性から、景気が浮揚した際には早期に就職に結びつくメリットが見られる一方で、有期で派遣先が変わり、都度職場環境や労働環境が変化することから、精神的に不安定な方や環境への適応に難しさがある方には、安定した就労の継続や定着の妨げになっています。

### ⑤相談者の年代と性別

- ・年代別では、60代が最も多く、次いで40代、50代、70代と続いています。
- ・昨年度と比べ、50代の相談者が大幅に増加し、30代が大幅に減少しました。
- ・各年代別の傾向については以下の表5にまとめました。

(表4：年齢別・性別)

	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代	不明	計
男性	7	3	13	11	16	11	3	0	8	72
女性	4	3	11	8	10	7	1	2	7	53
計	11	6	24	19	26	18	4	2	15	125

(表5：年代別の傾向)

20代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労に関する相談が多く見られます。</li> <li>・相談者の内、障害者手帳所持者や障がいの特性がみられる方が過半数を超えています。</li> <li>・親が就労不安定、障がいがある、よろずへの相談歴がある等、相談者の親にも課題がみられる相談者も過半数を超えました。</li> </ul>
30代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人間関係や職場への適応についての相談が多くみられました。</li> <li>・相談者の半数が、障害者手帳を所持、もしくは障がいの特性がみられる方でした。</li> <li>・ほとんどが物事に独特のこだわりがあり理解に偏りがみられ、人間関係の構築や職場や環境への適応に課題がみられました。</li> </ul>
40代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労と家計の割合が半々でした。</li> <li>・リストラ経験者や非正規雇用状態の方、また就労経験が不十分な方が多くみられました。</li> </ul>
50代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家計の相談が多くみられました。</li> <li>・家計相談の内、大半が債務の整理に関する相談でした。</li> <li>・約1/3の方が再来ケースでした。</li> <li>・約半数に、親の収入で生活の全部または一部が成り立っている傾向がみられました。</li> </ul>
60代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・退職や仕事の減少、離婚等さまざまな要因が背景にあり収入が減少するも、これまでの生活スタイルに基づく支出を修正できず、収支のバランスが崩れている傾向が多くみられました。</li> <li>・一人暮らし方の割合が増加しました。</li> </ul>
70代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約半数が家計の相談でした。</li> <li>・稼働年齢であった時に比較的収入があり、現在も土地などの固定資産を所有し、経済的に余裕のある環境にあった方の家計の行き詰まりの相談が多くありました。</li> </ul>
80代 90代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談者自身や家族が病気や要介護状態にある、またはその不安を抱えている方が多くみられました。</li> </ul>

## ⑥相談経路

- ・相談は本人からが半数を占め、次いで関係機関・関係者からが約 3 割でした。
- ・関係機関・関係者からでは、生活福祉資金等貸付事業からのつながりが最も多く 10 件ありました。
- ・次いで、市社会福祉課からが 7 件あり、生活保護制度の利用を終える方の支援の相談が多くみられました。
- ・計画相談の事業所やケアマネージャーなど、障がい福祉サービスや介護保険サービスの支援者からの相談も多くみられました。
- ・市役所庁内からのつながりが昨年度に比べ減少していますが、今年度、庁内に開室されたくらし連携支援室により庁内からの相談の受け止めが進んだ影響と思われる。

(表 6 : 相談経路の内訳)

本人から	70
関係機関・関係者から	38
家族から	10
よろずがアウトリーチ	4
知人から	3

福祉資金等貸付担当	市社会福祉課	特定相談支援事業所	居宅介護支援事業所	市くらし連携支援室	市民病院	市健康推進課	市あすくる高島	市子ども家庭相談課	市納税課	市長寿介護課	市学校給食課	高齢者介護事業所	就労先関係者	法テラス	保護司
10	7	4	3	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

## ⑦相談機関へのつながり

- ・新規相談の内、関係機関につながる終了となったケースは 15 件ありました。
- ・債務整理等の必要から法律相談につなぐケースに加え、もともと関わりのある機関へのつながりもどしのケースがみられました。

法テラス等法律相談	4	市健康推進課	1
市社会福祉課	4	働き・暮らし応援センター	1
市地域包括支援センター	2	生活福祉資金等貸付担当	1
市子ども家庭相談課	2		



## 2019年度 生活困窮者自立相談支援事業 月次実績詳細報告

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間 合計
新規相談受付件数(本人未特定を含む)		10	14	15	8	10	10	8	8	12	11	3	16	125
(うち)本人特定のみ(本人同意なしを含む)		10	14	15	8	10	10	8	8	12	11	3	16	125
(うち)本人特定のみ(本人同意ありのみ)		6	5	8	6	7	9	3	4	6	5	3	7	69
プラン策定前支援終了件数(初回スクリーニング時)		5	7	4	1	5	5	10	7	13	6	8	11	82
うち	情報提供のみで終了	4	5	3	1	4	4	7	6	9	5	8	11	67
	他機関へのつなぎで終了	1	2	1	0	1	1	3	1	4	1	0	0	15
	スクリーニング判断前に中断・終了	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
支援決定・確認件数(再プランを含む)		2	2	0	6	5	3	1	1	6	4	2	4	36
うち	支援決定あり	1	0	0	4	5	3	0	1	4	3	1	3	25
就労支援対象者数(プラン期間中の一般就労を目標にしている)		0	1	0	1	1	0	1	0	2	2	0	2	10
事業に 等基 づく 用く	住居確保給付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	一時生活支援事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	家計改善支援事業	1	0	0	3	5	3	0	1	2	2	1	1	19
	就労準備支援事業	0	0	0	1	0	0	0	0	2	1	0	2	6
	認定就労訓練事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	自立相談支援事業による就労支援	1	2	0	2	1	0	1	0	4	2	1	3	17
その他	生活福祉資金による貸付	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	生活保護受給者等就労自立促進事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
評価実施件数(再プランを含む)		4	1	0	3	5	3	1	3	8	5	4	1	38
評価 結果	終結	1	1	0	0	0	2	0	1	6	2	1	1	15
	再プランして継続	3	0	0	3	5	1	1	1	2	3	3	0	22
	中断	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
見 変 ら れ た	変化あり	4	1	0	3	5	3	1	3	8	5	4	1	38
	変化なし	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
①評価実施件数中就労支援対象プラン作成者分		3	0	0	0	0	0	1	0	3	2	2	1	12
うち	一般就労開始	2	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	4
うち	就労収入が増加	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	4
②評価実施件数中、就労支援非対象プラン作成者分		1	1	0	3	5	3	0	3	5	3	2	0	26
うち	一般就労開始	1	0	0	0	0	1	0	0	3	0	0	0	5
うち	就労収入が増加	1	0	0	0	2	1	0	0	3	1	0	0	8
③プラン作成者以外														
うち	一般就労開始	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
うち	就労収入が増加	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1

## 4. 事業推進のネットワークや開発的取組の実績

相談支援を通じて把握した問題を関係機関と共有し、必要な取組を協働して進めていくための官民のネットワークとして「つながり応援センターよろず運営委員会」を、市役所庁内の連携促進のネットワークとして「庁内連携会議」をそれぞれ開催しました。また、検討する問題の領域ごとに、さらに専門的な機関・団体等の参画を得て事業を推進するための部会やプロジェクト会議を開催しました。そして、以下のとおり開発的な取組・事業を行いました。

### ネットワークの種類と役割

#### ① 生活困窮者自立相談支援機関運営委員会（つながり応援センターよろず運営委員会）

相談支援を通じて把握した問題から、必要な取組を検討し、関係機関と共有し協働して取組んでいくための官民のネットワークとして「つながり応援センターよろず運営委員会」を開催しました。

#### ② 庁内連携会議

生活困窮者の問題に対応できるよう、庁内の体制や連携を強化するため、問題共有と協議の場として「高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議」を開催しました。

#### ③ 就労支援機関連絡会

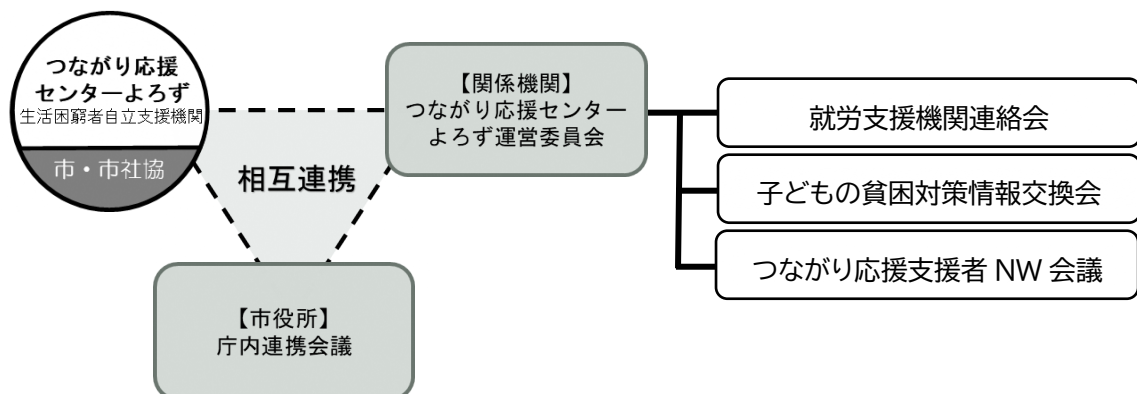
本圏域で就労支援に関わる機関同士が、情報を共有し、有機的な連携や協働につながるよう連絡会を開催しました。

#### ④ 子どもの貧困対策情報交換会

貧困の連鎖を断つことを目的に、市内の子ども・子育て支援機関や学校教育関係者、また地域の子ども食堂の活動者等と、子ども・子育て世帯を取り巻く問題の共有や取組の共有を行い、学び合いつながりあうことを目的に開催しました。

#### ⑤ つながり応援支援者ネットワーク会議

ひきこもり者の支援に関わる機関同士が、本圏域における課題を整理するとともに、必要な取組や有機的な連携のあり方について話し合うことを目的に開催しました。



## 開発的な取組・事業

### ①相談窓口職員連絡会

総合相談体制の構築と相談を漏れなく早期に発見する仕組みとして連絡会を設置しています。

これまでの構成機関に加え、今年度はあらたに高島市福祉施設協議会で設置を進めた市内福祉施設・事業所の「よろず担当窓口職員」も参画し、関係機関と問題意識の共有を図りました。

### ②緊急支援物資支援のネットワークづくり

緊急一時的に物資の支援が必要な方への支援の仕組みとして、引き続き「緊急支援物資支援ネットワークづくり」に取り組みました。

今年度は、高島市福祉施設協議会の構成施設・事業所もネットワークに加わり、さらにネットワークを拡大することができました。また、フードバンクびわ湖と連携に向けた話し合いをスタートさせました。

### ③ひきこもり状態にある方の参加を促進する居場所や機会づくり

モデル的な取組みとして、市内中学校の学校農園の一画を借りて「よろず畑」を開設し、居場所と活動の場づくりを進めました。

### ④困窮する世帯の子どもの支援に関する事業

引き続き、困窮する子どもの居場所づくりとしてフリースペースの開設に取り組みました。また、フリースペースの運営会議や子どもに関わるボランティアの研修会、子どもの居場所づくりに関わる関係機関や地域住民を対象にした子どもの居場所応援研修会を開催しました。

### ⑤就労支援に関する事業

引き続き、社会福祉法人虹の会により「就労準備支援事業」、また社会福祉法人大阪自彊館により「認定就労訓練事業」が実施されました。

それぞれの取組についての詳細を次のページから紹介します。

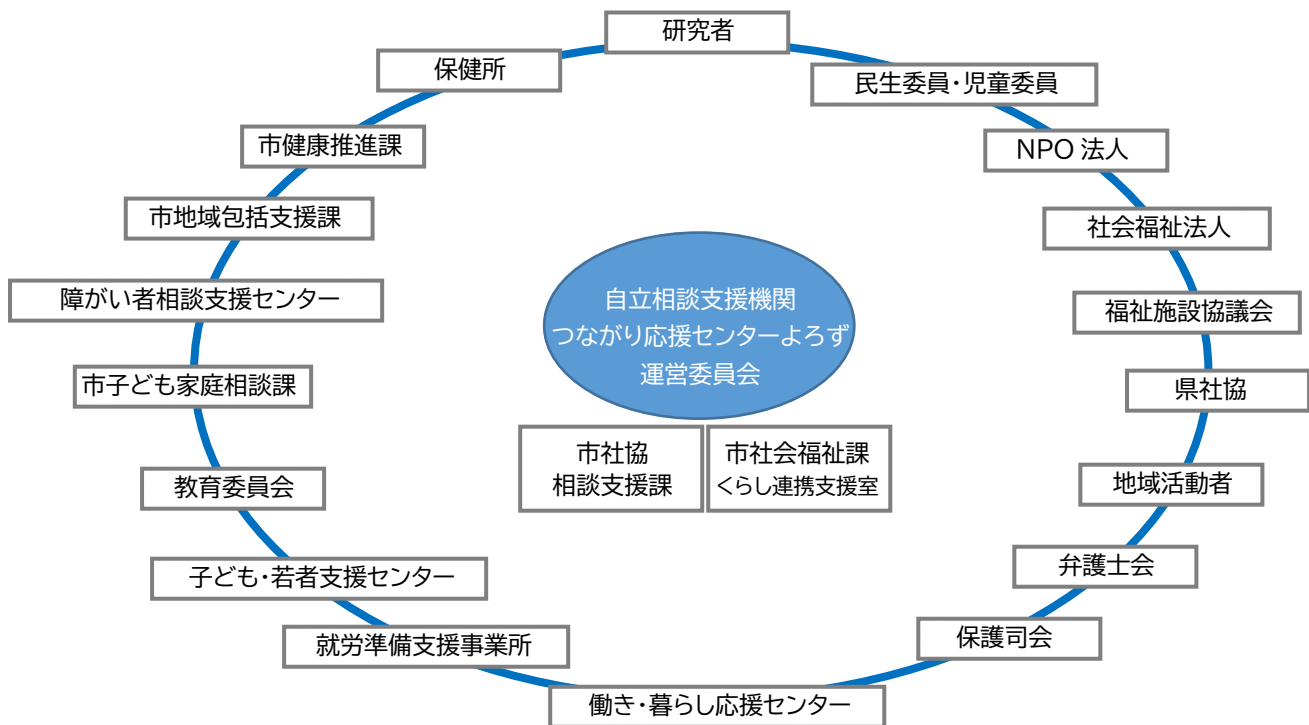
## (1) 関係機関ネットワークによる問題共有と地域課題化のための会議の運営に関する実績

### ① つながり応援センターよろず運営委員会

多機関協働のネットワークとして運営委員会を開催し、相談や取組から把握された生活困窮者の問題について、課題解決に向け必要な連携や開発的な取組を話し合いました。

回数	日時	会場	内容
1	令和元年 7 月 12 日 午前 10 時～12 時	高島保健センター 会議室	① 昨年度相談実績および事業報告 ② 今年度重点取組事項について報告 ③ 意見交換 「各機関が把握している困窮者・孤立の問題と必要な取組について」
2	【※開催中止】 令和 2 年 3 月 3 日 午前 10 時～12 時	-	【予定されていた内容】 ① 今年度相談実績および事業経過報告 ② 意見交換 「市内総合相談体制整備に向けて」 ③ 話題提供 Ⅰ.ホップひきこもり支援の取組について Ⅱ.フードバンクびわ湖の取組について

※第 2 回は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため開催を中止しました。



## ② 庁内連携会議

生活困窮者の問題に対応できるよう、庁内の連携や体制を強化するため高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議を開催しました。

年 6 回開催し、全体で連携について協議するとともに、各部課や福祉関連事業について相互理解を深めることを目的に研修の要素も取り入れながら運営を行いました。

	開催日時	会場	内容
1	令和元年 6 月 27 日 午後 1 時～3 時半	市役所新館 3 階 会議室 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内連携会議の趣旨について</li> <li>・生活困窮者自立支援事業の実績と課題</li> <li>・「地域生活つむぎあい会議」の進捗について</li> <li>・各部課における困窮者支援の関わりと連携について</li> </ul>
	参加部課：29 部課 税務課、納税課、市民課、保険年金課、各地域 5 支所、社会福祉課、障がい福祉課、健康推進課、地域包括支援課、長寿介護課、子育て支援課、子ども家庭相談課、子ども・若者支援センターあすくる高島、都市政策課、上下水道課、高島市民病院医事課、高島市民病院地域医療連携室、社会教育課、学校教育課、学校給食課、商工振興課、総合戦略課、農業政策課、防災課、市民協働課		
2	令和元年 8 月 2 日 午後 1 時半～3 時半	市役所新館 3 階 会議室 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉関連会議の整理統合の検討と支援会議の設置について</li> </ul>
	参加部課：19 部課 税務課、納税課、市民課、社会福祉課、障がい福祉課、健康推進課、保険年金課、長寿介護課、地域包括支援課、子育て支援課、子ども家庭相談課、子ども・若者支援センターあすくる高島、都市政策課、上下水道課、学校教育課、学校給食課、社会教育課、高島市民病院医事課、高島市民病院地域医療連携室		
3	令和元年 11 月 6 日 午後 3 時半～5 時	市役所新館 3 階 会議室 11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相互理解を深めるための福祉教育・収納対策窓口職員研修</li> <li>(テーマ) 個別相談支援の基本、生活保護制度、地域福祉推進・住民福祉活動、生活福祉資金貸付制度、地域福祉権利擁護事業</li> </ul>
	参加部課：24 部課 税務課、納税課、市民課、保険年金課、各地域 5 支所、社会福祉課、障がい福祉課、健康推進課、地域包括支援課、長寿介護課、子育て支援課、子ども家庭相談課、子ども・若者支援センターあすくる高島、都市政策課、上下水道課、高島市民病院医事課、高島市民病院地域医療連携室、学校教育課、学校給食課		
4	令和元年 12 月 11 日 午後 3 時半～5 時	市役所新館 3 階 会議室 11・12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相互理解を深めるための福祉教育・収納対策窓口職員研修②</li> <li>(テーマ) 成人・母子保健、発達支援、自殺予防、子ども・子育て支援、ひとり親家庭支援、児童虐待対策、子ども・若者支援</li> </ul>

	<p>参加部課：24 部課          税務課、納税課、市民課、保険年金課、各地域 5 支所、社会福祉課、障がい福祉課、健康推進課、地域包括支援課、長寿介護課、子育て支援課、子ども家庭相談課、子ども・若者支援センターあすくる高島、都市政策課、上下水道課、高島市民病院医事課、高島市民病院地域医療連携室、社会教育課、学校教育課、学校給食課</p>		
5	<p>令和 2 年 1 月 15 日          午後 3 時半～5 時</p>	<p>市役所新館 3 階          会議室 11・12</p>	<p>・相互理解を深めるための福祉教育・収納対策窓口職員研修③          (テーマ) 高齢者福祉、高齢者虐待対策、障がい者福祉、障がい者虐待対策、健康保険、国民年金、福祉医療費助成、高島市民病院の地域医療連携</p>
	<p>参加部課：24 部課          税務課、納税課、市民課、保険年金課、各地域 5 支所、社会福祉課、障がい福祉課、健康推進課、地域包括支援課、長寿介護課、子育て支援課、子ども家庭相談課、子ども・若者支援センターあすくる高島、都市政策課、上下水道課、高島市民病院医事課、高島市民病院地域医療連携室、社会教育課、学校教育課、学校給食課</p>		
6	<p>令和 2 年 2 月 14 日          午後 1 時半～3 時半</p>	<p>市役所新館 3 階          会議室 9</p>	<p>・生活困窮者自立支援事業の近況報告について          ・「地域生活つむぎあいプロジェクト」の今後について          ・来年度の取組について意見交換</p>
	<p>参加部課：29 部課          税務課、納税課、市民課、保険年金課、各地域 5 支所、社会福祉課、障がい福祉課、健康推進課、地域包括支援課、長寿介護課、子育て支援課、子ども家庭相談課、子ども・若者支援センターあすくる高島、都市政策課、上下水道課、高島市民病院医事課、高島市民病院地域医療連携室、社会教育課、学校教育課、学校給食課、商工振興課、総合戦略課、農業政策課、防災課、市民協働課</p>		

※第 6 回は地域生活つむぎあいプロジェクトに基づく「庁内連携つむぎあい会議」と併催しました。



**【TOPICS】～くらし連携支援室の開室と庁内連携つむぎあい会議～**

令和元年度から、市社会福祉課内に地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の整備を目的とした「くらし連携支援室」が開設され、「地域生活つむぎあい会議」と「庁内連携つむぎあい会議」の二つの協議体が設置されました。

「個別の生活相談・支援」を入口として、困窮や孤立、複合する生活課題を解決するための支援体制の構築は、高島市では生活困窮者自立支援事業を基盤として推進してきましたが、新たになに「くらし連携支援室」が開設され、庁内連携の一層の促進と、連携時のコーディネートの役割を担っていくことになりました。



### ③ 就労支援機関連絡会

就労支援関係機関が集い、就労支援に関わる情報や課題を共有し、必要な連携と支援の構築を目指す場として開催しました。

今年度は、各機関の抱えるケースの課題を解決するため、各機関の協力企業事業所等の情報やノウハウを活かし合うことをテーマに開催し、有機的な連携につながるよう話し合いを行いました。

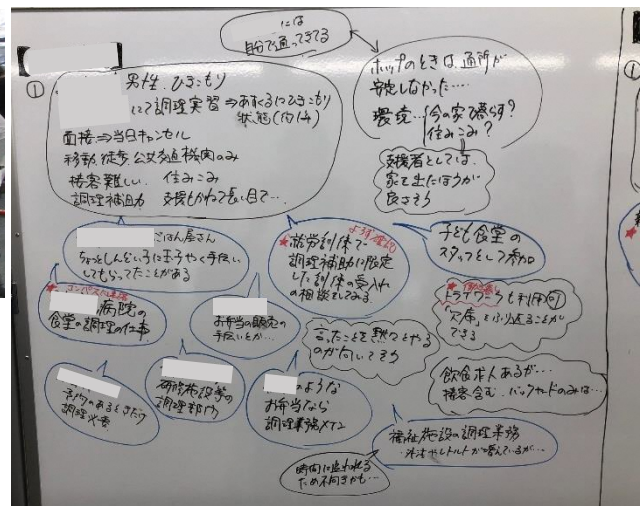
回数	日時	会場	内容
1	令和元年 7月 5日 午前 10時～12時	高島市役所 本庁新館 3階会議室 10	①各機関の新規情報の共有と課題共有 ②今年度の重点取組について説明と共有 ③モデルケースの抽出について意見交換
2	令和元年 9月 27日 午前 10時～12時	高島市役所 本庁新館 3階会議室 9	①各機関の持つ最新情報の共有 ②ニーズと企業事業所情報とのマッチング
3	令和元年 12月 6日 午前 10時～12時	高島市役所 本庁新館 3階会議室 10	①各機関の持つ最新情報の共有 ②ニーズと企業事業所情報とのマッチング
4	【※開催延期】 令和 2年 3月 6日 午前 10時～12時	-	・今年度の連絡会での取り組みの振り返りと次年度に向けた意見交換

※第 4 回は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため開催延期しました。

評価	内容
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「企業情報の共有と就労ニーズのある方のスムーズなマッチング」に重点を置き、各就労支援機関が抱えているケースの解決に向けた事例検討を実施しました。</li> <li>・事例検討では、支援現場からの悩みをもとに、参加機関のノウハウやアイデアなどを出し合うことで支援の新たな選択肢が発見されるなど、有意義な検討につながりました。</li> <li>・今年度の取り組みをまとめる第 4 回目が新型コロナウイルス感染拡大防止のために延期となったため、次年度の課題として残りました。</li> </ul>



【写真上】連絡会の様子  
【写真右】マッチングの際の板書（一部）



#### ④ 子どもの貧困対策情報交換会

子ども・子育て支援に関わる官・民・地域の関係者が集い、市内における取組（子ども食堂やフリースペースなど）や資源の情報を共有しました。また、子どもたちを取り巻く社会状況について学び合い、更に連携し取組を進めていくことについて意見交換を行いました。

回数	日時	会場	内容
1	令和元年 11 月 28 日 午後 1 時 45 分～4 時	安曇川公民館 ふじのきホール	①フリースペースの活動報告と課題共有 ②講演「今を生きる子どもとおとなの役割」 講師：浜田進士氏（NPO 法人青少年の自立を支える奈良の会 自立援助ホームあらんの家ホーム長） ③ワークショップ 「講演から感じた大切な取組について」

評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多くの学校教育関係者の参加がみられ、フリースペースをはじめとした市内の取組の理解を深げることができました。</li> <li>・参加者それぞれが子どもと関わるなかで迷い揺らぎがあること、関わる側の大人も「地域」・「学校」・「行政」・「福祉」の立場を越えて迷いや葛藤を出し合い、話し合う場が必要であることが確認されました。</li> <li>・個別の子どもに関わるなかで、特に高校への進学等に合わせた次のステップに繋がる資源が乏しい課題が出されました。</li> </ul>
----	--



【写真】講師の浜田氏により講演と、途中で織り交ぜられる様々な気づきのためのワークショップや意見交換の様子。



## ⑤ つながり応援支援者ネットワーク会議

ひきこもり状態にある方やその家族の支援に関わる関係機関が集い、本市における支援や取組の現状と課題を共有し、連携について話し合いました。

今年度は、社会参加のきっかけとなる居場所の必要性をテーマに、市内での取組等の情報共有を行うとともに、居場所のあり方について支援を通じてつながりができた当事者も交え意見交換を行いました。

回数	日時	会場	内容
1	令和元年 11 月 27 日 午後 1 時半～3 時半	びわの音・西近江 Flat	①市内の活動・取組紹介 ②滋賀県社協ひきこもり調査結果報告 ③社会参加のために必要な居場所について意見交換
2	【※開催延期】 令和 2 年 3 月 6 日 午前 10 時～12 時	—	①話題提供（当事者団体の取組に学ぶ） 話題提供者：泉翔氏（NPO 法人ウィークタイ代表理事） ②意見交換

※第 2 回は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため開催を延期しました。

評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまでの相談や取組みを通じ相談につながったひきこもり状態にある本人にとって、社会参加のための場や活動が多様にあることの重要性が共有されました。</li> <li>・市内で生まれている居場所や資源の情報が共有され、また当事者も交えて話し合いを行う中で、今後居場所を生み出す中で大切にしたい視点が整理されました。</li> </ul>
----	--



【写真上】居場所づくりをおこなっている活動者から説明を受ける様子と、当事者も交えた意見交換の様子。

## (2) 他機関連携を進める取組や開発的取組の実績

### ① 相談窓口職員連絡会

現場の相談員や、窓口で相談を受けることがある職員同士のネットワークを構築し、相談を漏らさず早期に受け止める早期発見・対応の体制づくりや、総合相談体制づくりを目指す取組として開催しました。

今年度は相対的貧困について理解を深めることをテーマに、ワークショップ等を実施しました。

回数	日時	会場	内容
1	令和元年 7 月 5 日 午後 1 時半～3 時半	安曇川公民館 ふじのきホール	①くらし連携支援室について説明 ②事例検討・意見交換「この家族はなぜ救えなかったのか？事例から考える連携」
2	令和元年 11 月 22 日 午後 1 時半～3 時半	安曇川公民館 ふじのきホール	①相対的貧困を疑似体験するワークショップ ②演習から他職種連携について考える
3	【※開催延期】 令和 2 年 2 月 27 日 午前 10 時～12 時	—	①講演「支援の現場から～伴走支援について考える」講師：奥田知志氏（NPO 法人抱樸代表） ②意見交換

※第 3 回は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため開催を延期しました。

評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多職種の連携が求められる中、他職種が同じテーマについて話し合いながら、相互理解を深め連携の意識を高めていく場になりました。</li> <li>・参加者からは「様々な立場の人の意見を聞くことができ良かった」「このような機会を継続して欲しい」という意見が多く寄せられ、分野を超えた連携づくりの機会として、本取組みの必要性が高まっています。</li> <li>・研修のテーマに基づき各回の内容が年間を通じ積み上がっていくよう実施しましたが、まとめとなる予定であった第 3 回目の「伴走型支援」についてが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により延期となり、次年度以降につなげていく必要性があります。</li> </ul>
----	--



【写真左】様々な分野の様々な職種がワークショップでの協働作業を通じ、学び合いながら顔の見える関係づくりを図っている様子。

## ② 緊急支援物資支援のネットワークづくり

緊急的に食料や物資の支援が必要な困窮世帯を支援する仕組みとして、支援のためのネットワークづくりを進めました。

緊急的な支援が必要になった際には、そのネットワークを活用し必要な物品の提供について調整を図ることにより支援を行いました。

今年度は、高島市福祉施設協議会の構成施設・事業所（7 法人 20 事業所）のネットワークへの参画に加え、フードバンクびわ湖と連携についての話し合いが進みました。

### ○緊急支援物資による支援

今年度は食糧 1 件、物品 4 件の支援を実施しました。物品では火事災害により日常生活に必要な生活用品を焼失された世帯 2 件への緊急支援を行いました。

【参考】H29 年度から R 元上半期までの物資による緊急支援件数

	R 元	H30	H29	合計
食料	1	8	10	19
物品	4	1	1	6
合計	5	9	11	25

### ○フードバンクびわ湖との意見交換

本圏域での活動の展開を模索するフードバンクびわ湖と、高島市らしい展開のあり方や連携に向けた意見交換を行いました。

また、フードバンクびわ湖が 11 月と 1 月に実施したフードドライブ事業と、3 月に実施したフードパントリーの事業に協力しました。

### 【TOPICS】～フードバンクびわ湖との連携～

家庭で余っている食材等を集め、地域の福祉団体や施設等に寄付する取組は「フードバンク」として、発祥の地であるアメリカでは 1960 年代頃から盛んに取組まれています。近年、日本でもフードロスに対する取組や困窮する世帯の支援として、特にひとり親世帯など困窮する子育て世帯への支援を目的に、各地にフードバンクが立ち上がりはじめています。

滋賀県内では「フードバンクびわ湖」が活動を行っており、これまでは拠点のある湖南地域などを中心に活動を広げてきましたが、今後は湖西地域での取組の展開を模索されています。

フードバンクの取組は、フードロスを減らし必要な所へ届ける循環型の取組としてだけでなく、困窮者への食糧支援等の資源としてますますその重要性を増していくと考えられます。





### ③ ひきこもり状態にある方の社会参加のための活動や居場所づくり

ひきこもり状態にある方の参加支援について、市内の居場所資源の活用や新たな居場所・活動づくりを進めました。

今年度、新たな取組として、よろずで関わりのあるひきこもり状態にある方との調理実習や畑づくり（「よろず畑」）を行いました。調理実習は市内のレンタルスペースの運営者の協力のもと実施し、畑づくりは市内中学校の学校農園の一面を借りるなど、地域や学校の理解や協力のもと取組が進みました。

#### ○よろず畑と調理実習

よろずの相談でつながりができた方の活動の場、居場所として「よろず畑」を立ち上げ、年間を通しての作付け作業や収穫、収穫した作物を活用した調理実習や収穫祭などを、ひきこもり状態にある本人達と企画し、参加の場や活動づくりを進めました。

##### 【年間スケジュール】

- ①作物（さつまいも）の作付け作業（春先）/②畑の除草作業や水やり（年間随時）/③収穫（9月）
- ④調理実習（10月、3月 レンタルスペースの運営者の理解と協力を得て調理実習を実施）
- ⑤収穫祭（10月に畑にて収穫祭を実施。収穫できたサツマイモを利用し、本人たちで焼き芋や汁物をつくり、畑の協力者や支援機関の方などと交流を兼ね実施）

※年間通じたこれらの作業を、本人達と地域の協力者とともに行いました。

##### 【実施風景】

作付け作業・畑の除草作業や水やり



収穫



調理実習・収穫祭



評価	<ul style="list-style-type: none"><li>・モデル的に取組んだ事業であり、当初は一人のニーズからスタートしたものの、畑づくりを進めるなかで参加者も増え、最終的には6名が参加する活動となりました。</li><li>・アウトカム効果として、参加者と支援者のつながりが強くなるだけでなく、参加者同士、畑づくりを手伝った地域のボランティアとのつながりができる。また、活動を通じて地域の中に理解者を生み出し広げていく取組にもつながる可能性を感じることができました。</li></ul>
----	--

#### ④ 困窮する世帯の子どもの支援に関する事業

様々な事情や困りごとを抱える世帯の子どもの支援に関する取組として「フリースペース」の設置運営を進めました。

また、多機関協働やボランティア等地域の人材の参加のもと「フリースペース」をより良い取組としていくための学び合いの場や協議の場として、「子どもの居場所に関する運営会議」や「子どもの居場所に関するボランティア勉強会（意見交換会）」や「子どもの居場所ボランティア応援研修会」等を実施しました。

連携して受け止める・協働して創る実践の場として「フリースペース」があることで、社会福祉法人等の施設やボランティアスタッフとしての地域住民、支援機関や学校との連携や協働が広がっています。

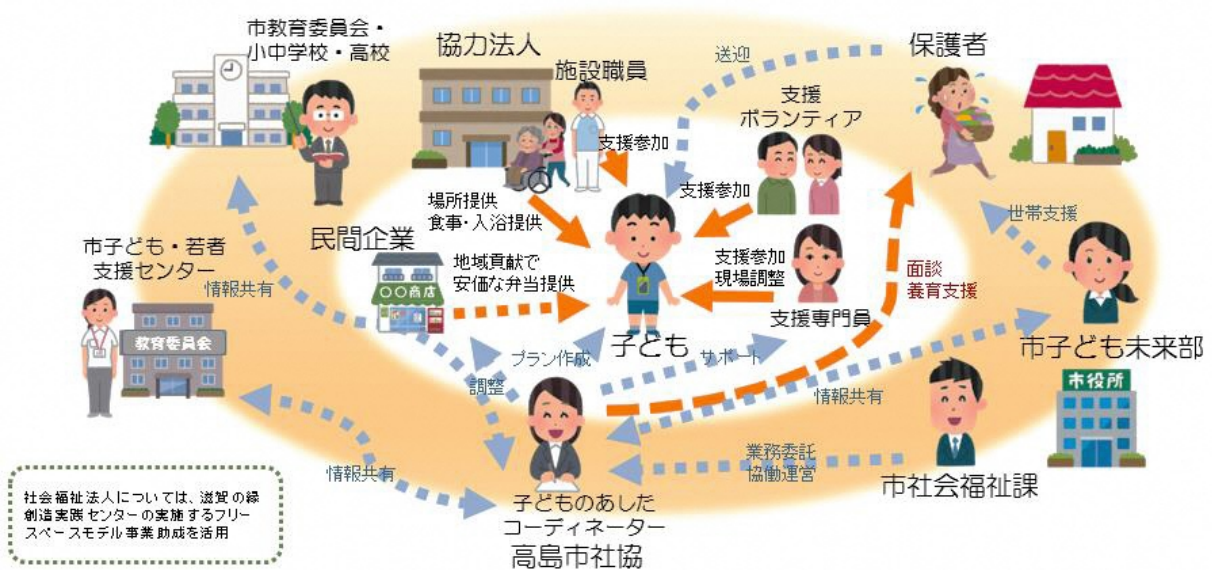
##### 1) 子どもの居場所づくり（フリースペース開設の取り組み）

支援や受け止めを必要とする子どもや家庭のために、市内の福祉施設やボランティアスタッフの協力のもと居場所をつくり、必要な学習や食事等の支援を提供する取組としてフリースペースの開設を進めました。

昨年度に引き続き、市内 6 か所でフリースペースが開設されており、小・中・高校生あわせて 23 名が利用し、支援専門員や支援ボランティアとして 40 名の方が参加し運営を行っています。

各実施場所の特色をいかした受け止めがみられるようになっており、フリースペースごとの特徴やアイデアを活かした活動が生まれはじめています。

【図 4-4】フリースペースでの困窮する子どもを真ん中においた支援における関係機関の参加や協力





## 2) 子どもの居場所に関する運営会議

フリースペースの安定的な運営のために、フリースペースに関わる施設管理者、専門員、子育て関連機関と事務局により、運営上の問題共有と課題の改善に向けた意見交換を行うために開催しました。

回数	日時	会場	内容
1	令和元年8月26日 午前9時半～12時	高島市役所 新館 会議室9	① 高島市内フリースペース運営状況報告 ② 報告を受けて意見交換 ③ フードバンクびわ湖の取組みについて

評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・フリースペース開設当時から運営に関わる多様な主体と協議し、運営の安定を図ることを目的に開催をしてきましたが、本会議において課題が出され話し合うことで年々運営の安定が図られています。</li> <li>・特に今年度に関しては、各フリースペースの管理者や専門スタッフから運営の状況を報告いただくなど、主体的に運営に関わる意識が高まっています。</li> </ul>
----	--



【写真】施設管理者や専門スタッフから、各フリースペースの現状を報告されている様子



### 3) 子どもの居場所に関する利用支援調整会議（年3回）

対象家庭をフリースペースにつなぐ相談支援機関と、フリースペースの運営を行う事務局により年3回開催しました。支援機関の連携のもとフリースペースによる支援を進めるための目線あわせの場となっています。

利用支援調整会議では、主に以下の3点について共有と検討を行いました。

- ①各フリースペースの運営状況や受入体制についての共有
- ②現在の利用児童・世帯の状況を共有し、フリースペースの継続利用の必要性等についての検討
- ③新たに利用が必要な児童・世帯についてのフリースペースの利用の検討

### 4) 子どもの居場所に関するボランティア勉強会（意見交換会）

フリースペース運営に関わるボランティアや施設職員が学び合う機会として以下の内容で企画していましたが、新型コロナウイルス感染拡大予防のため開催を見合わせました

回数	日時	会場	内容
1	【※開催中止】 令和2年3月13日 午後1時半～4時	—	【予定されていた内容】 ①話題提供1：「学校現場から見える学校・家庭以外の“第3の場所”の必要性」滋賀県教育委員会 ②話題提供2：「子どもとの関わりで生まれる葛藤とボランティアにできること」NPO 法人 ③参加者による意見交換

### 5) 子どもの居場所づくり応援研修会

しんどさや生きづらさを抱える子どもたちを、地域の様々な方々の協力のもと支えていけるよう新たなボランティアや協力者の掘り起こし、また学び合いにより地域の意識が醸成されることを目的に開催しました。

回数	日時	会場	内容
1	令和元年9月29日 午後1時半～3時	安曇川公民館 ふじのきホール	①市内の取組について紹介 ②講演「子どもと家族を思う講演会～いろんな家族の物語～」講師：団士郎氏（漫画家・家族心理臨床家）

評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な関係者が参加されるなかで、市内の取組について啓発し共有することができました。</li> <li>・経験豊富な講師から子どもたちへの関わり方について講演をいただくことで、子どもに関わる支援者の悩みや葛藤を見つめなおし、前向きな意識へと昇華する機会となりました。</li> </ul>
----	---



## ⑤ 就労支援に関する事業

### 1) 就労準備支援事業（社会福祉法人虹の会受託事業）

社会福祉法人虹の会により就労準備支援事業（就労準備支援ホップ）が実施されています。

ホップでは、個人にあったプログラムを作成し、「日常生活自立に関する支援」「社会自立に関する支援」「就労自立に関する支援」のメニューを織り交ぜて提供されています。

#### 【メニューの一例】

- ・ワークシステムによる作業練習、傍楽体験、ハローワーク同行
- ・グループワーク、食育活動、スポーツ交流、宿泊体験、ボランティア活動
- ・アドバイザー面談、趣味や特技の活用 ほか



### 2) 認定就労訓練事業（社会福祉法人大阪自彊館実施事業）

社会福祉法人大阪自彊館の市内の救護施設 3 施設で認定就労訓練事業が実施されることになり、市内で「居場所」「就労準備」に続く受け皿となっています。

## 5. その他 関連事業の取組の実績

### ○高島市福祉施設協議会による地域貢献の取組（※生活困窮者自立支援事業委託外の事業）

市内の社会福祉法人が加盟する高島市福祉施設協議会（事務局：高島市社会福祉協議会）では、会の地域貢献の取組として、加盟事業所の協力のもと次の2つの取組を始めました。

#### 1) よろず相談窓口の設置

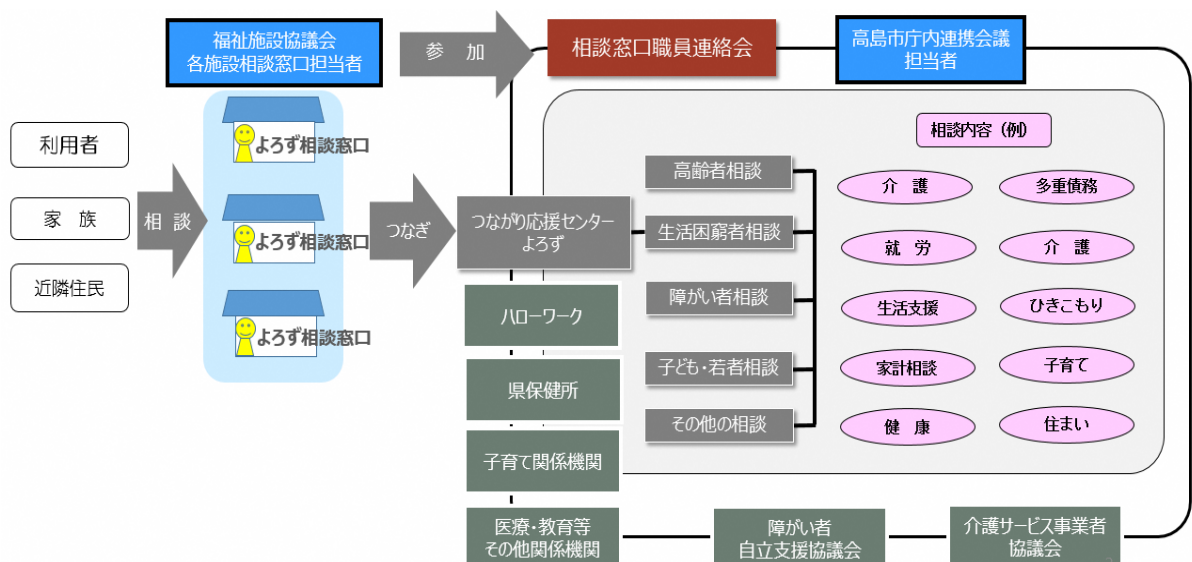
加盟法人内の協力事業所になんでも相談の窓口と担当者が設置され、施設利用者やそのご家族、また近隣住民からの相談の窓口となり、受け付けた相談を必要な支援機関につなぐことを目的としています。

昨年度に引き続き、6法人13施設・事業所が協力事業所として窓口を設置されました。

#### 2) 緊急支援物資支援ネットワークへの協力

当面は、社会福祉法人等の協力のもとネットワークの構築を進めているところですが、今年度も、7法人20事業所が協力事業所として担当者を設置しました。

【下図】高島市福祉施設協議会よろず相談窓口のしくみ



## 6. 広報・啓発等の取組の実績

### ① 広報

- (1) 高島市社協広報『しふくのふくし』による広報
- (2) 高島市社協ホームページによる広報
- (3) 高島市広報『広報たかしま』による広報
- (4) 高島市行政防災無線放送による広報

### ② 地域啓発関係（事業等説明）

- 4月4日 高島市民生委員児童委員（事業説明）
- 7月27日 こころのボランティア養成講座（事業説明）
- 9月19日 新旭住民福祉協議会セーフティネット連絡会（事業説明）
- 9月21日 今津町東新町区（区民への事業説明）
- 11月13日 高島市中小企業同友会例会

### ③ その他会議・取組発表等

- 4月26日 ハローワークとの意見交換
- 5月17日 機関運営委員会委員長との打ち合わせ会議
- 5月27日 びわこ成蹊スポーツ大学学生ボランティアサークルとの打ち合わせ
- 6月19日 機関運営委員会委員長との打ち合わせ会議
- 7月3日 緊急支援物資ネットワークへの参画について「たすけあい高島」と意見交換
- 8月18日 厚生労働省担当部局との意見交換会
- 10月15日 厚生労働省地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会
- 11月11日 滋賀県社協 ひきこもり支援のおけるヒアリング調査
- 12月11日 甲賀湖南ひきこもり支援会との意見交換
- 1月23日 機関運営委員会委員長との打ち合わせ会議

### ④ 研修関係

- 5月7日 四つ葉のクローバー研修会
- 5月24日 しが生活支援ネット公開講座
- 9月13日 ひきこもり支援従事者研修会
- 10月9日 滋賀の縁創造実践センター ひたすらなるつながりフォーラム
- 1月24日 生活困窮者自立支援事業ひきこもり支援研修会
- 2月3日 （内部研修）キャッシュレスについての勉強会
- 2月7日 地域共生社会フォーラム
- 2月18日 生活困窮者自立支援における近畿ブロック研修会
- 2月21日 しが生活支援ネット講座

## ⑤視察・視察の受入

(視察)

6月17日 ひきこもり支援の視察(彦根市社協)

7月8日 ひきこもり支援の視察(セレンディップ、あめんど)

9月19日 ひきこもり支援の視察(守山市役所)

(受入)

1月10日 米原市・米原市社協視察

2月4日 伊勢市・伊勢市社協視察

## 7. これから取組むべきこと

これからも継続して取組んでいくことに加え、今後取組んでいく必要のある取組を次のとおりまとめました。これらの取組について次年度以降の事業化も含めて検討していく必要があります。

### 【総合相談体制の構築に向けた他の施策との統合化】

- ・よろずでは、高島市福祉施設協議会の地域貢献と連携して市内福祉施設・事業所に「よろず相談窓口担当職員」の設置を進めています。一方、今年度発足した「くらし連携支援室」では、庁内関係部署への総合相談担当者配置を進めていく予定です。これら官と民によりそれぞれ進んでいる相談窓口機能について「相談窓口職員連絡会」での融合等を図っていく必要があります。
- ・また、「くらし連携支援室」を中心に進められている地域共生社会づくりを目的とした包括的支援体制の整備と「よろず」により進めてきた総合相談支援体制づくりについて、今後は双方の事務局の連携を強め、一体的にビジョンを構築し推進していく必要があります。

### 【緊急支援物資による支援のネットワークの拡大】

- ・これまで構築してきたネットワークを機能させ、困窮者への支援ツールの充実を図っていく必要があります。そのためネットワーク拡大のために、フードバンクびわ湖との連携を促進して行く必要があります。

### 【ひきこもり状態にある方の支援のための連携の促進】

- ・現在、「つながり応援支援者ネットワーク」を構築しながら関係機関との協働を進めていますが、支援連携の在り方について具体的な内容の充実を図っていく必要があります。また、参加支援のための資源の充実を図っていく必要があります。

# 巻末資料

## ○ 高島市自立相談支援機関運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 高島市自立相談支援事業実施要綱の規定に基づき自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）の実効的な運営を図るために必要な事項を協議するとともに、関係機関相互の連携体制の構築および具体的な協働のしくみを検討し、開発的な取組みにより地域全体で包括的な支援体制を確保するため、自立相談支援機関運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項について協議および検討を行う。(1) 自立相談支援機関の運営に関すること。

(2) 生活困窮者の状況把握に関すること。

(3) 生活困窮者支援に関する課題の共有に関すること。

(4) 生活困窮者の包括的な支援体制の構築に関すること。

(5) 生活困窮者の課題解決のための地域づくりに関すること。

(6) 高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議との連携に関すること。

(7) 生活困窮者自立支援に関する行政、福祉・医療団体、住民自治組織および商工・経済団体等への提言、啓発その他必要な事項

(組織)

第3条 運営委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 運営委員会の委員は、別表に掲げる者のうちから、高島市長（以下「市長」という。）が委嘱または任命する。

3 委員の任期は、3年以内とし、再任されることを妨げない。

4 委員が任期中に欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 運営委員会に、委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任されていないときは、市長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者に会議への出席を求めることができる。

(専門部会)

第6条 運営委員会は、専門的な分野の協議を集中的に行うため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、運営委員および委員以外の関係者の中から委員長が指名する。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務局)

第8条 運営委員会の事務を処理するため、自立相談支援機関に事務局を置く。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 別表（第3条関係）

学識経験者
弁護士
保護司
民生委員・児童委員
社会福祉士
医師
医療・看護関係者
高齢者福祉関係者
障がい者福祉関係者
子育て世代・ひとり親支援関係者
児童福祉関係者
子ども・若者支援関係者
ボランティア団体関係者
非営利活団体動関係者
住民福祉活動団体関係者
社会福祉法人関係者
当事者支援団体関係者
家族支援団体関係者
教育・学校関係者
商工振興・経済団体関係者
認定就労訓練事業所の職員
市就労準備支援事業所の職員
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会の職員
社会福祉法人高島市社会福祉協議会の職員

滋賀県高島健康福祉事務所（高島保健所）の職員
高島市教育委員会事務局の社会教育担当部局の職員
市の高齢者福祉担当部局の職員
市の障がい者福祉担当部局の職員
市の子育て世代・ひとり親支援担当部局の職員
市の保健担当部局の職員
市の児童福祉担当部局の職員
市の子ども・若者支援担当部局の職員
前記に掲げる者のほか、市長が適当と認める者



○ 令和元年度つながり応援センターよろず運営委員会委員名簿

(令和元年 12 月 1 日現在、敬称略)

	お名前	ご所属
高島市福祉のまちづくり推進委員会		
1	藤井 博志 ◎	高島市福祉のまちづくり推進委員会 委員長 関西学院大学人間福祉学部人間福祉研究科 教授
2	谷 仙一郎	NPO法人元気な仲間 代表理事
関係機関・団体		
3	林 典男	高島市民生委員児童委員協議会連合会 会長
4	藤木 孝次	高島市障がい者相談支援センターコンパス センター長
5	澤 和記	社福) 光養会特別養護老人ホームふじの里なごみの家施設長
6	森井 良磨	特非) びわの音・西近江 生活相談員
7	森 真子	滋賀弁護士会 女性の法律事務所パール弁護士
8	大塚 泰雄	高島保護区保護司会 会長
9	白崎 田鶴子	わつなぎの会代表 (わつなぎ食堂)
10	内藤 佑介	社福) ゆたか会 湖西地域働き・暮らし応援センター 所長
11	藪内 正子	社福) 虹の会 就労準備支援ホップ 施設長
行政機関		
12	多胡 重孝	子ども・若者支援センターあすくる高島 所長
13	兼田 香織	高島市 子ども未来部 子ども家庭相談課 主任
14	古村 ちひろ	高島市 健康福祉部 健康推進課 保健師
15	植村 祐太	高島市 健康福祉部 高齢者支援局 地域包括支援課 主査
16	小川 祥枝	高島市教育委員会事務局教育指導部社会教育課地域教育連携室室長
17	洲寄 トモ子	滋賀県高島健康福祉事務所 (高島保健所) 次長
社会福祉協議会		
18	高橋 宏和	社福) 滋賀県社会福祉協議会 地域福祉担当課長
19	八木 武	社福) 高島市社会福祉協議会 理事
20	杉島 隆	社福) 高島市社会福祉協議会 地域福祉課課長

◎委員長

事務局	加藤 勝己	高島市 健康福祉部 社会福祉課 課長
	伊庭 久美	高島市 健康福祉部 社会福祉課 暮らし連携支援室 室長
	山村 栄治郎	高島市 健康福祉部 社会福祉課 主任
	玉野 潤	高島市社会福祉協議会 事務局長
	松本 道也	高島市社会福祉協議会 地域福祉課 課長 つながり応援センターよろず センター長兼主任相談員
	辻 雅俊	高島市社会福祉協議会 地域福祉課 係長 つながり応援センターよろず 家計相談支援員
	星 佳子	つながり応援センターよろず 自立相談支援員
	山崎 雅也	つながり応援センターよろず 就労支援員
	是永 麻記子	つながり応援センターよろず 子どものあしたコーディネーター

## ○ 高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議設置要綱

(設置)

第1条 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）の施行に際し、庁内の体制を整備し、法に定める生活困窮者の自立支援に向けた取り組みを推進するため、高島市生活困窮者自立支援対策庁内連携会議（以下「連携会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 連携会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生活困窮者に関する情報の収集および分析
- (2) 生活困窮者に関する支援内容の検討
- (3) 内部機関の連絡調整および組織体制の確立
- (4) その他、議長が必要と認める事項

(組織)

第3条 連携会議は、議長および構成員をもって組織する。

2 議長は、健康福祉部社会福祉課長をもって充てる。

3 構成員は、別表に掲げる課等に属する職員のうちから、当該所属長が指名する者をもって充てる。

(会議)

第4条 連携会議の会議は、議長が必要に応じて招集し、議事を進行する。

2 議長に事故のあるとき、または欠けたときは、議長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

3 議長が必要と認めるときは、前条に規定する構成員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(秘密保持義務)

第5条 連携会議の構成員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第6条 連携会議の庶務は、健康福祉部社会福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

別表（第3条関係）

政策部総合戦略課
危機管理局防災課
総務部税務課
総務部納税課
市民生活部市民協働課
市民生活部市民課

市民生活部保険年金課
市民生活部マキノ支所
市民生活部今津支所
市民生活部朽木支所
市民生活部安曇川支所
市民生活部高島支所
市民生活部新旭振興室
健康福祉部社会福祉課
健康福祉部障がい福祉課
健康福祉部健康推進課
健康福祉部高齢者支援局地域包括支援課
健康福祉部高齢者支援局長寿介護課
子ども未来部子育て支援課
子ども未来部子ども家庭相談課
子ども未来部子ども・若者支援センターあすくる高島
農林水産部農業政策課
商工観光部商工振興課
都市整備部都市政策課
都市整備部上下水道課
高島市民病院地域医療支援部地域医療連携室
高島市民病院事務部医事課
教育委員会事務局教育総務部社会教育課
教育委員会事務局教育指導部学校教育課
教育委員会事務局教育指導部学校給食課

## ○ 高島市生活困窮世帯の子どもの生活・学習支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）、生活保護法（昭和25年法律第144号）および子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成25年法律第64号）の規定に基づき、高島市が生活困窮世帯の子どもの生活・学習支援事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、困難な状態に置かれた生活保護世帯を含む生活困窮世帯を支えるとともに、貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯の子どもに対する生活支援および学習支援を推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は、高島市とする。ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができるものと認められる社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める民間団体に事業の全部または一部を委託することができる。

(事業対象者)

第3条 本事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件に該当する者のうち、第7条に規定する支援検討会議において選定された者とする。

- (1) 生活保護世帯の小・中学生およびその保護者
  - (2) 生活困窮状態にある世帯もしくはそのおそれがある世帯および養育環境に課題があり支援が必要な世帯の小・中学生およびその保護者
  - (3) 前項に掲げる者のほか、市長が必要と認める者
- 2 本事業における支援の期限は、原則として対象となる子どもの中学校卒業時とする。ただし、支援検討会議において卒業後も支援することが適当と判断されたときは、対象となる子どもの高等学校等卒業時もしくは18歳を迎える年度末までとする。

(事業内容)

第4条 本事業は、早期かつ包括的な支援を目指すため、次に掲げる取組みを実施する。

- (1) 日常生活習慣の形成や社会性の育成等の生活支援
  - (2) 学習支援
  - (3) 居場所の提供
  - (4) 調理実習や年中行事体験、ボランティア等の体験活動の提供
  - (5) ライフキャリア支援
  - (6) 進学・就職等進路に関する情報の提供
  - (7) 対象者世帯に対する養育・生活支援
  - (8) その他貧困の連鎖の防止に資すると認められる支援
- 2 本事業の目的の範囲内において、対象者の状況や地域の実情に応じ、支援実施場所や支援実施時間および支援内容等については柔軟に設定のうえ実施することとし、創意工夫により効率的・効果的に実施する。
- 3 本事業は、保護者の支援において自立相談支援事業の利用が必要と認められる場合に

はすみやかにその利用を推奨し、適切に連携を図りながら一体的に支援を実施する。

(配置職員)

第5条 市長が直営または委託により本事業を実施するには、生活・学習支援担当者を1人以上配置する。なお、他業務との兼務を可能とする。

2 生活・学習支援担当者は、原則として厚生労働省もしくは滋賀県等が実施する養成研修を修了した者とする。ただし、当分の間はこの限りでない。

3 生活・学習支援担当者は、保育士、社会福祉士、幼稚園教諭、看護師等の資格を有する者等、子ども・子育て支援を適切に行うことができる人材であることが望ましい。

(取組内容)

第6条 本事業は、生活困窮世帯に対する早期かつ包括的な支援として、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 支援実施場所の開設・運営、実施場所管理者との連絡調整
- (2) 支援専門員・ボランティアの募集・登録、実施場所派遣の調整
- (3) 対象者の候補者選定、保険加入等支援に関する各種手続き
- (4) 対象者のアセスメント、支援プランの作成・評価
- (5) 対象者からの進路・養育等に関する相談対応
- (6) 生涯にわたる自分らしい生き方の模索とキャリア形成の援助
- (7) 支援検討会議、事業運営会議、実施場所別運営会議等の開催
- (8) ボランティア向け研修や新規ボランティア養成講座等の開催
- (9) 自立相談支援事業との連携、支援調整会議への参加
- (10) 関連する支援機関・法人等との連携、関係会議体への参画
- (11) 地域・学校における居場所や経験・体験の提供活動への参画
- (12) 貧困対策の周知啓発および事業への協力事業所・企業の開拓

(支援検討会議)

第7条 本事業の対象者の選考および支援プランの策定等にあたり、次に掲げる事項を主な目的として支援検討会議を開催する。

- (1) 新規対象者の支援開始
- (2) 既存対象者の支援終了
- (3) 支援実施場所別の対象者調整
- (4) 事業全体の対象者調整
- (5) プランの適切性の協議
- (6) 各支援機関によるプランの共有
- (7) プラン終了時等の評価
- (8) 対象者世帯全体の支援調整の検討

2 支援検討会議の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(支援承認)

第8条 市長は、支援検討会議において選ばれた新たな対象者に対し、支援承認を行う。

2 市長は、策定された支援プランの内容が適切であるか否かを確認する。

(事業運営会議)

第9条 本事業の実効的な運営を図るために必要な事項を協議するとともに、関係機関相互の連携体制の構築および具体的な協働のしくみを検討し、開発的な取組みにより地域全体で包括的な支援体制を確保するため、事業運営会議を設置する。

2 事業運営会議の設置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(貧困の連鎖防止に向けた地域づくり)

第10条 本事業は、生活困窮世帯の自立および貧困の連鎖の防止に向け、早期かつ包括的な支援が提供されるよう検討の場を設ける。

2 本事業は、効率的かつ効果的に生活困窮世帯を早期把握し包括的な支援を行うため、ネットワークづくりを一層進め、関係機関との連携およびその活用を図る。

3 本事業は、生活困窮世帯の支援および貧困対策に関する新たな社会資源の開発に努める。

(ひとり親家庭等支援施策との連携)

第11条 ひとり親家庭等の子どもに対する生活・学習支援事業と連携し、効果的かつ効率的な支援を構築する。

(社会福祉法人の公益的な取組みとの連携)

第12条 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第22条に規定する社会福祉法人の公益的な取組みを活用し、法人との連携を図る。

(対象者の安全衛生等への配慮)

第13条 対象者に対し、安全衛生、災害補償について適切な配慮を行う。

2 災害補償について、対象者が支援実施中に被災した場合に備え、適切な保険に加入する。

(個人情報の共有)

第14条 市長は、対象者に関する個人情報を、関係機関と共有するものとする。この場合において、本人から承諾を得ることとし、その取扱いは、高島市個人情報保護条例(平成17年高島市条例第10号)の定めるところによる。

(守秘義務)

第15条 本事業に関わる者または関わった者は、正当な理由がなく、本事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## ○ 高島市就労準備支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づき、高島市が就労準備支援事業（以下「本事業」という。）を実施することにより、就労に必要な実践的な知識・技能等が不足しているだけでなく、複合的な課題があり、生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない生活困窮者に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成からの支援を、計画的かつ一貫して実施することを目的とする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、高島市とする。ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができると思われる社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人その他市長が適当と認める民間団体に本事業の全部または一部を委託することができる。

(対象者)

第3条 本事業の対象者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件に該当する者とする。

(1) 次のいずれにも該当する者であること。

ア 就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれがある者

イ 申込日の属する月における生活困窮者および生活困窮者と同一の世帯に属する者の収入を合算した額が、申込日の属する年度（利用申込日の属する月が4月から6月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第3項の条例で定める金額を1.2で除して得た額（以下「基準額」という。）および生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）による住宅扶助基準に基づく額を合算した額以下であること。

ウ 申込日における生活困窮者および生活困窮者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、基準額に6を乗じて得た額以下であること。

(2) 前号に該当する者に準ずる者および準ずる状況に陥るおそれのある者として市長が本事業による支援が必要と認める者であること。

(事業内容)

第4条 本事業は、日常生活自立、社会生活自立および就労自立の力を高めるため、次に掲げる取組みを実施する。

- (1) 就労準備支援プログラムの作成・見直し
- (2) 日常生活自立に関する支援
- (3) 社会生活自立に関する支援
- (4) 就労自立に関する支援
- (5) アウトリーチ等による早期からの継続的な個別支援
- (6) 就労体験先の開拓・マッチング支援

2 本事業は、自立相談支援機関との間でアセスメントの結果や支援の内容、対象者の状況変化等の必要な情報を常に共有し、適切に連携を図りながら一体的に支援を実施する。

3 本事業における支援の実施期間は、1年を超えない期間とする。ただし、利用終了後も一般就労につながらなかった場合で、自立相談支援事業のアセスメントにおいて改めて事業を利用することが適切と判断されたときは、この限りではない。

(職員の配置)

第5条 本事業を実施するため、就労準備支援担当者を1人以上配置し、常勤の責任者を配置するものとする。ただし、就労準備支援担当者および常勤の責任者は、他の業務との兼務を可能とする。

2 就労準備支援担当者は、キャリアコンサルタント、産業カウンセラー等の資格を有する者や就労支援事業に従事していた者など、生活困窮者への就労支援を適切に行うことができる人材であって、厚生労働省もしくは滋賀県等が実施する養成研修を終了している者であることが望ましい。

(事業運営会議)

第6条 本事業の実効的な運営を図るために必要な事項を協議するとともに、関係機関相互の連携体制の構築および具体的な協働のしくみを検討し、開発的な取組みにより地域全体で包括的な支援体制を確保するため、事業運営会議を開催する。

(障がい者等支援の活用)

第7条 本事業は、障がい者等の支援により蓄積された専門的知識・技術を活用した就労支援を行う福祉専門職との連携を図る。

(対象者の安全衛生面等への配慮)

第8条 本事業における就労体験および講習等を受ける対象者に対し、安全衛生面、災害補償面について一般労働者の取扱いを踏まえた適切な配慮を行う。

2 災害補償面について、対象者が就労体験・講習中等に被災した場合に備え、適切な保険に加入する。

(被保護者就労準備支援施策との連携)

第9条 本事業は、被保護者就労準備支援事業と連携し、効果的かつ効率的な支援を構築する。

(個人情報の共有)

第10条 市長は、対象者に関する個人情報を関係機関と共有するものとする。この場合において、市長は、本人から承諾を得ることとし、その取扱いは、高島市個人情報保護条例(平成17年高島市条例第10号)の定めるところによる。

(守秘義務)

第11条 本事業に関わる者または関わった者は、正当な理由がなく、本事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(その他)

第12条 この告示に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。



## ○令和元年度 就労支援機関連絡会【開催要項】

**開催趣旨：**高島市内において就労支援を行う機関が複数あり、さらに平成 27 年 4 月には生活困窮者自立支援事業という新たな枠組みの中、就労支援事業を行うセンターが設立された。

しかし、これら各機関の機能や役割について相互理解をする機会もなく、課題の共有もないまま、連携も十分に機能しているとは言えない。

そこで、市内で就労支援を行う関係機関による連絡会を開催し、市内における就労支援の課題を共有すると共に、支援のための相互理解と連携を進める。

**実施内容：**①市内の就労支援を主として行う関係機関の課題と地域課題の共有

②市内の就労支援を主として行う関係機関の相互理解と連携促進

**構成機関：**高島公共職業安定所高島出張所、湖西地域働き・暮らし応援センター、あすくる高島、就労準備支援ホップ、障がい者相談支援センターコンパス、市子ども家庭相談課、新旭養護学校、市社会福祉課くらし連携支援室、つながり応援センターよろず

**開催日程：**年 3～4 回程度開催

**主 催：**つながり応援センターよろず（事務局：高島市、高島市社会福祉協議会）

○就労支援機関連絡会構成メンバー

(順不同、敬称略)

No	氏名	所属
1	喜多 進一郎	大津公共職業安定所高島出張所 就職促進指導官
2	内藤 佑介	湖西地域働き・暮らし応援センター 所長
3	上田 洋行	高島市障がい者相談支援センターコンパス
4	杉原 優	高島市子ども若者支援センター あすくる高島 参事
5	藪内 正子	就労準備支援事業ホップ 管理者
6	宅野 敏和	滋賀県立新旭養護学校 進路指導部長
7	清水 潤平	高島市社会福祉課 (生活保護担当) 参事
8	西澤 舞	高島市社会福祉課 (生活保護担当) 就労支援員
9	堀 久美	高島市子ども家庭相談課 母子父子自立支援員
10	伊庭 久美	高島市社会福祉課 暮らし連携支援室 室長
11	山村 栄治郎	高島市社会福祉課 暮らし連携支援室
12	松本 道也	つながり応援センターよろず センター長兼主任相談支援員
13	辻 雅俊	つながり応援センターよろず 家計改善支援員
14	星 佳子	つながり応援センターよろず 自立相談支援員
15	山崎 雅也	つながり応援センターよろず 就労支援員

## ○ つながり応援支援者ネットワーク会議 開催要項

### 趣 旨

実社会とのつながりが希薄化し社会的に孤立している状態、いわゆるひきこもり状態にある方が抱える問題や課題は個別性が高く、個々に応じた支援が必要とされています。

市内でも、家族あるいは支援者等から各相談機関に相談が寄せられ支援につながるケースもありますが、まだまだ支援の必要な方が潜在化していることが予測されるほか、相談につながったケースにおいても、相談者が抱える複雑多様な問題について、各関係機関がそれぞれの強みを発揮しながら連携し、支援を進めていく必要があります。

また、ひきこもり状態にある方の社会参加に向けての支援は、中・長期にわたる連続性・継続性が必要であり、安定した仕組みの中で連携してこれにあたる仕組みづくりを進めていく必要があります。

”引きこもり者やその家族の支援”にフォーカスし、これらの仕組みづくりを含め、関係機関のより良い連携について検討することを目的に標記会議を開催します。

### 会議の目的

現状の関わりの中での課題や支援の状況などを共有しながら、関係機関が良く連携して、支援を進めるための支援の仕組みやチームのあり方について検討します。

### 参加機関等

あすくる高島、仲間のWA!、市健康推進課、高島保健所、夢の木訪問看護ST、コンパス、市障がい福祉課、市社会福祉課、働き・暮らし応援センター、ホップ、よろず

## ○相談窓口職員連絡会開催要項

### ・趣 旨

本市における地域ケアネットワーク構築の柱として、住民主体の見守りネットワーク活動の推進が図られている所であるが、これをバックアップするための専門職のネットワークの強化や連携の促進を進めていく必要がある。

生活困窮者自立支援事業がスタートし、本市においても生活困窮・社会的孤立の問題を切り口に、いわゆる「制度の狭間」の問題に取り組み、支援を必要とされる方が漏れることのないよう重層的包括的な支援の構築が図られていくこととなった。

その取り組みの一環として、現場レベルの職員を対象とした「相談窓口職員連絡会」を立ち上げ、相談窓口の最前線に立つ支援者が相談分野を超えて横につながり合うことで、相談を漏らさないための体制を構築することを目指す。

また、連絡会に学びの要素を加え、多職種連携のあり方や様々な事例について学ぶ機会を持つことで、多様化、複合化する相談に対応するためのスキルアップを図る場となるように取り組む。

最後に、支援者同士が気軽に相談を持ちかけられる機能（交流会としての機能）もつけ加えることで、課題の抱え込みやそれによる疲弊の軽減を図るよう、支援者のための支援の場ともなるよう取り組む。

・主 催：つながり応援センターよろず（事務局：高島市・高島市社会福祉協議会）

・対 象：高島市内の相談窓口職員並びに福祉関係施設・事業所職員 ほか

・ねらい①つながり応援センターよろずの相談から見えた課題共有を行う

（→よろず運営員会での課題整理を各相談機関の現場レベルと共有）

②相談援助を行う専門職として価値観を共有する

③相談援助を行う専門職としてスキルアップする

④相談支援現場職員同士のネットワークを形成する

⑤相談支援現場職員同士での情報共有・意見交換を通じて相互理解を深める



本書の内容については、  
ホームページからもご覧いただけます。

<http://takashima-shakyo.or.jp>